

令和7年度 「誘致活動サポート事業」に係る
業務委託仕様書

那覇市 経済観光部 商工農水課

1 はじめに

昨今は、コロナ禍を経て ICT（情報通信技術）やデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の進展による社会全体の急速なデジタル化や、持続可能な社会の実現を目指す SDGs への関心の高まり、少子高齢化及び人口減少等に起因する人手不足問題など、社会の状況や市民の意識に大きな変化が見られる。

これらの外部環境の変化を踏まえ、本市では市内事業者の DX を推進するため、令和5年度より「那覇市産業 DX 促進支援事業」を実施している。本市情報通信産業の高度化や取引拡大につなげると共に、本事業による企業誘致を通じて県外企業と市内企業とのビジネスマッチングを促進し、市域事業者の稼ぐ力の向上に寄与することを目的としている。

また、「なはし先進的産業立地促進事業」と連携し、高度 IT、バイオテクノロジー、半導体産業などの先進的な企業誘致を積極的に推進することで、市域全体の経済活性化及び振興を図るものである。

2 事業の必要性・期待される効果

本市は、沖縄の県都であり、商都でもあり、経済社会の中心地としてメインエンジンを担っている。

本事業は、長く続いた不景気時代の平成12年に、課題であった市民の雇用の確保を主眼におき、積極的に県外から企業誘致に取り組んできた。コロナ禍を経て、時代は経済の発展に対し、少子高齢化による全ての産業界の担い手不足が問題としてあげられ、国や県においても様々な施策が行われている。

他方、先進技術の進展により、九州においては、熊本に進出した台湾積体回路製造（TSMC）は、直接的な雇用創出効果に加え、高度な技術を持つ人材が集まることで地域の技術力と競争力向上に寄与している。また、これらが、関連企業やサプライチェーンの発展を促進し、地元中小企業のビジネスチャンスにもつながっているものと考えており、地域全体の経済活性化と持続可能な成長が期待されている。

県内においては、昨年、経済界が中心となった「GW2050 PROJECTS」が始動し、那覇空港から普天間飛行場に至る西海岸地域を価値創造重要拠点と位置づけ、次代の沖縄の進化を象徴する「世界に開かれたゲートウェイ」を目指している。

本事業は、これまで本市のリーディング産業である、観光、情報通信（IT）、物流

の産業に関連する企業誘致に取り組んできたものから、社会の変化や民間の取組を踏まえつつ、市域企業や行政機関、経済団体等と連携した取組へとより時代変化に即した取組が求められる時期にあると考える。

そのため、他県の取組を参考にしつつ、本市オリジナルな取組を目指して、先進的な技術を持つ企業の誘致により、最新の技術と知識が市域に流入し、地域の技術力の向上や新たな高付加価値ビジネスモデルの構築が期待されるものである。

バイオや半導体といった分野は、GW2050を見据えつつ今後の産業成長が見込まれるため、将来的には地域経済全体の発展と安定に寄与する可能性が高いものと考えている。高度な技術を持つ企業の集積とそれに伴う雇用創出を促進することで、地域の経済基盤を強化するとともに、地域経済の好循環の実現が期待される。

3 委託業務期間

契約締結日～令和8年3月19日（木）

4 事業費上限額

4,170,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 実施する業務

- （１） 本事業は現在の社会情勢把握のほか、ICT 及び DX に関する国等の支援メニューや新ソリューション等の情報、中長期的な経済社会の見通し等の知見を有するとともに、県内外の情報通信関連業界の現状や課題等に精通する民間事業者により本業務を委託し、次の業務を実施するものとする。

（２） 委託業務内容

① 進出検討企業の発掘

本市への誘致を目指す企業を 20 社程度発掘し、企業側の那覇市への進出ニーズ等をヒアリングを通じて把握する。本市の立地環境や投資環境等についても紹介しながら、本市への進出意欲のある企業を 10 社程度選定する。

② 現地視察ツアー及びビジネスマッチング交流会

①にて選定した進出意欲のある企業を沖縄に招き、半日程度の現地視察ツアーを実施する。視察コースについては、市内外を問わず、バイオなどの先進的な取組を行っている企業や施設等を訪問し、立地環境や投資環境がイメージし易いよう、効果を高める提案とする。また、視察ツアー後は、ツアーに参加している県外企業と本市に進出を検討している企業と関連する分野の企業とのビジネスマッチング交流会を開催する。交流会の実施に際しては、県外からの参加企業のピッチ等を企画するなど、本市企業と県外企業の今後の連携可能性のきっかけとなるような工夫を行うこととし、本市企業及び県

外企業の参加企業数は10社程度とする。

③ フォローアップ業務

本市が提供する立地企業リスト(過去に本事業により立地した企業及び視察ツアー参加企業)に対しフォローアップを実施し、本市の立地環境に関する情報提供及び各種PR活動を展開する。また、本事業により本市に立地した企業の状況(所在地、従業員数、売上規模等)を把握し、今後の事業改善へと繋げる。

④ 報告書作成

実施した上記事業内容を報告書として取りまとめる。

6 成果物

本業務の成果として、以下を納品すること

○「誘致活動サポート事業」報告書： 1部

○上記及び調査関連データを収めた電子媒体： 一式

※納品方法等は協議の上決定する。

7 法令等の遵守

受託者は、個人情報及び機密情報の重要性を認識した上で、管理を厳格に行い、情報漏えい等が発生しないように万全の注意を払うとともに、個人情報の取り扱いには、個人情報関係法令等及び本市個人情報保護条例等を遵守すること。

8 受託者の責務

受託者は次の事項に留意すること。

- (1) 業務において知り得た秘密は、他に漏らさないこと。また、中立性を厳守すること。
- (2) 定められた期間に本業務が完了するよう、適切なスケジュール管理に努め、作業の円滑化を図ること。
- (3) 本業務の実施にあたり、契約書、仕様書及び発注者の指示に従い、本業務の目的、趣旨を十分理解したうえで、実施すること。
- (4) 本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

9 費用負担

- (1) 本業務に係る一切の経費は、特に記載がない限り委託金額に含むこと。
- (2) オンライン会議の実施にあたっては、基本、受託者がホストとなること。その

場合に必要な本市側の設備及び通信費は本市が負担する。

10 手直し

受託者は業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由により成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正補足とその他の必要な措置を講ずること。その場合の作業に係る費用は全て受託者の負担とする。

11 その他

この仕様書に記載のない事項については、発注者と受託者において協議のうえ決定すること。

以上